

堺市道路掘削工事復旧規則施行細目

制 定 昭和 63 年 4 月 1 日

最近改正 令和 3 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細目は、堺市道路掘削工事復旧規則（昭和 63 年規則第 4 号以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定める。

(現認書)

第 2 条 規則第 2 条に規定する掘削部分の確認及び復旧方法についての指示は、道路掘削現認書（様式第 1 号）により行うものとする。

(仮復旧工事)

第 3 条 規則第 3 条の仮復旧工事は、次の各号に定めるところにより施行しなければならない。

(1) 埋戻し材は、あらかじめ市長の確認を得た海砂、改良土、真砂土、碎石等（以下「良質土」という。）を用いること。ただし、市長の承認を得た場合又は市長の指示があった場合は、この限りではない。

(2) 埋戻しは、層厚 30 センチメートルごとに十分締め固めて施行すること。

(3) 土留矢板は、埋戻した後撤去すること。ただし、市長が地盤がゆるみ、又は崩壊するおそれがあると認める場合で、矢板を存置して埋戻しをしなければならないと認めるときは、路面下 1. 2 メートル以上の深さにおいて切断することができる。

(4) 施行方法は、別記 1 によること。

(5) 仮復旧工事において本復旧工事として施行すべき路盤工事を行う場合（以下「一次本復旧」という。）の施行方法は、別記 2 によること。

(検査)

第 4 条 道路占用者は、仮復旧工事（一次本復旧を含む。以下同じ。）の施行の際又は当該工事の施行後直ちに市長の実地検査を受けなければならない。ただし、引込管工事、電柱工事その他小規模な掘削工事に係る仮復旧工事については、これを省略することができる。

2 市長は、前項の検査の結果に基づいて、別記 3 の定めるところにより、規則第 5 条第 2 項後段の負担金の額の算定の基礎となるべき工事面積（以下「復旧面積」という。）を決定するものとする。

(仮復旧後の維持補修義務)

第 5 条 道路占用者は、仮復旧工事から本復旧工事に至るまでの間、仮復旧工事箇所を良好な状態に維持しなければならない。

(着工届)

第6条 道路占用者は、道路法(昭和27年法律第180号)第36条第1項の工事(本管工事及びこれに相当する工事に限る。以下「特別占用物件工事」という。)に係る掘削工事について、本復旧工事を施工しようとするときは、あらかじめ本復旧工事着工届(様式第2号)1部を市長に提出しなければならない。

(仮復旧工事及び本復旧工事)

第7条 規則第3条の仮復旧工事及び規則第4条第1項の本復旧工事は、次の各号に定めるところにより施行しなければならない。

- (1) 土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準及び規格値に基づいて施行すること。
- (2) 本復旧工事の施行方法は、別記4によること。
- (3) 舗装打継部において、車両通過時に発生する騒音、振動を低減させる施行方法とすること。また、復旧工事に伴う不具合等が発生した場合は責任をもって対応を行うこと。
- (4) 埋設管路上の舗装ひび割れ等、掘削工事が原因で発生した道路損傷や苦情等は道路占用者の責任で対応すること。

(負担金の額)

第8条 規則第5条第2項の負担金の額の基準は、別記5のとおりとする。

(完了届)

第9条 規則第6条第1項の規定による届出は、本復旧工事完了検査願(様式第3号)に別記6に掲げる必要書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(完了検査の方法)

第10条 規則第6条第1項の検査の方法は、別記7のとおりとする。

(先行工事)

第11条 道路工事に関連してこれに先行して行う掘削工事(以下「先行工事」という。)の復旧は、第2条の規定にかかわらず、市長の指示するところによる。

(特殊復旧工事)

第12条 特殊な復旧工事によるべきときは、この細目の規定にかかわらず、市長と道路占用者とが協議のうえ定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この細目は、昭和63年4月1日から施行する。

(堺市道路占用工事跡復旧施行要領の廃止)

2 堺市道路占用工事跡復旧施行要領(昭和56年制定。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この細目の施行前に旧要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この細目中の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この細目は、平成元年 8 月 1 日から施行し、改正後の別記 5 の規定は、同日以後に負担金の納付書の交付を受けた者から適用する。

(経過措置)

- 2 この細目の施行日前に負担金の納付書の交付を受けた者に係る負担金の額については、改正後の別記 5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細目は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細目は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細目の施行の際、この細目による改正前の細目の様式に関する細目により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この細目による改正後の細目の様式に関する細目による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細目は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

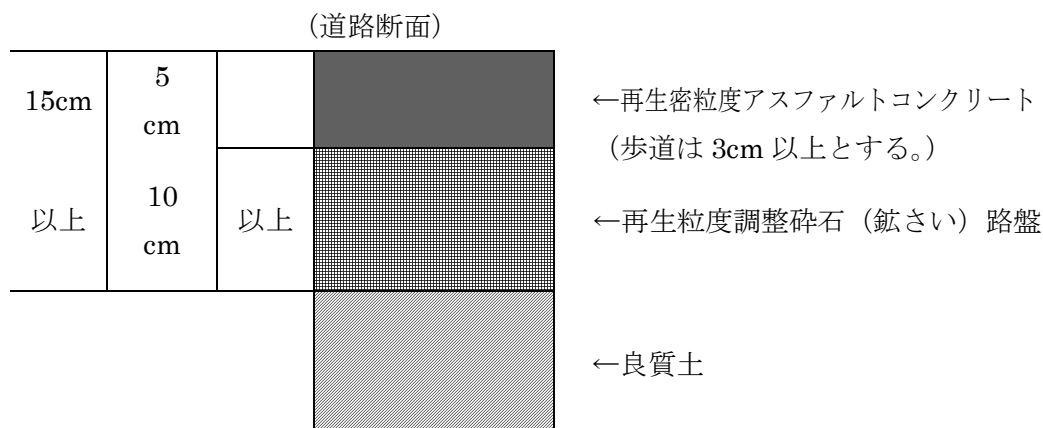
(経過措置)

- 2 この細目の施行の際、この細目による改正前の細目の様式に関する細目により作成さ

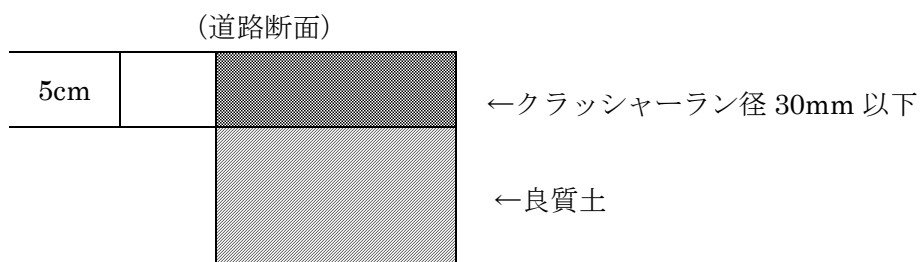
れ、現に保管されている帳票については、当分の間、この細目による改正後の細目の様式に関する細目による帳票とみなして使用することができる。

別記1 仮復旧工事の施行方法

1. 舗装道路の場合



2. 砂利道の場合



備考

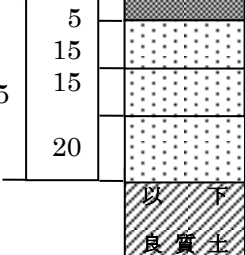
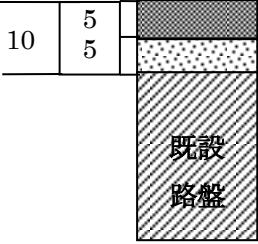
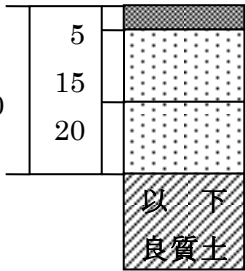
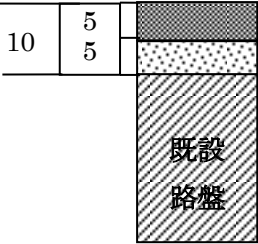
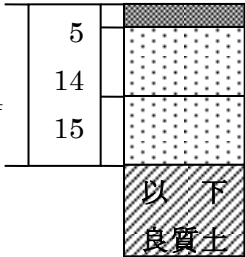
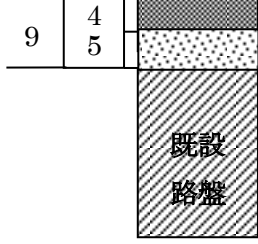
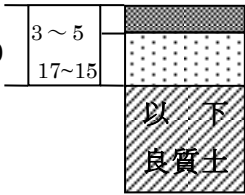
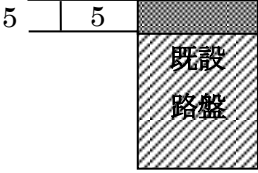
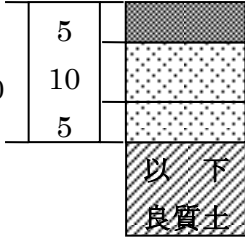
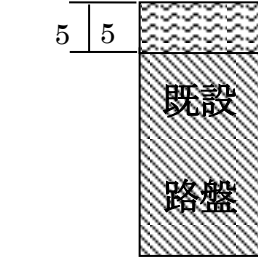
- (1) 路盤材は、砕石又は鉋さいを選択して施行するものとする。
- (2) 特に交通量の多い道路及び特殊な舗装を有する道路の仮復旧工事については、別途施行方法を指示することがある。
- (3) 規則第4条第2項の規定により市長が本復旧工事を施行する場合における仮復旧工事についても同様とする。

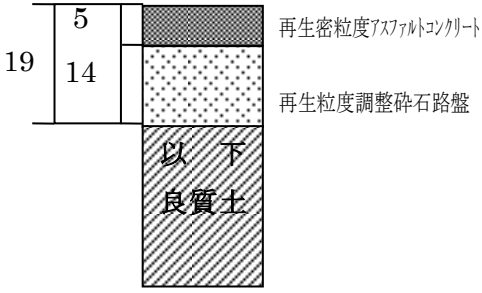
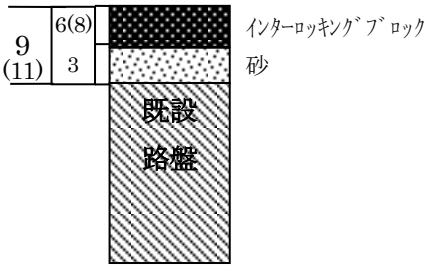
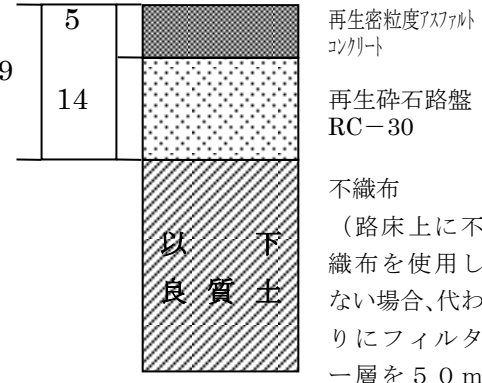
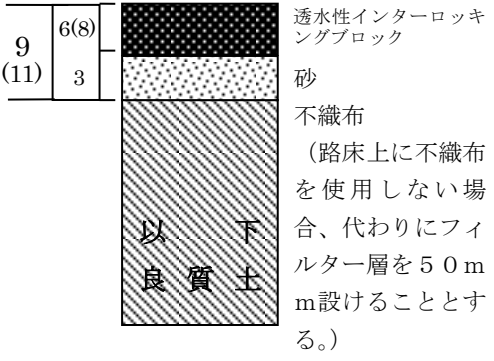
別記2-1 仮復旧時に一次本復旧で施行する場合の復旧工事の施行方法 (市道)

1. 路盤を砕石で施行する場合

(単位 cm)

種 別	道 路 断 面				
	仮 復 旧	本 復 旧	本 復 旧	本 復 旧	本 復 旧

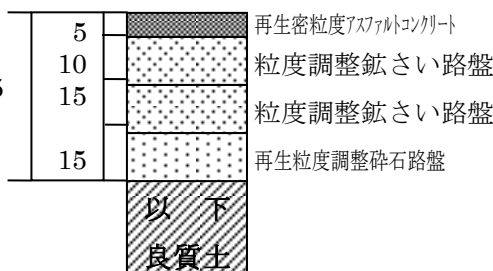
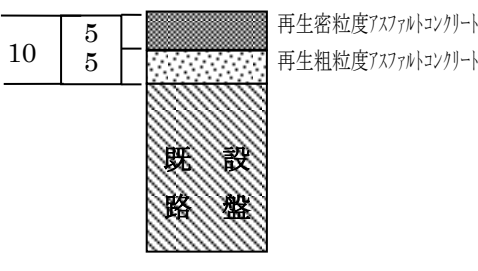
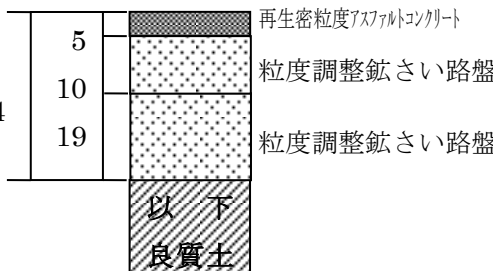
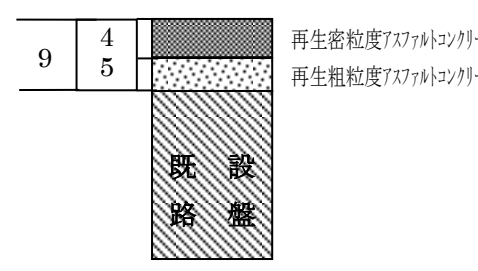
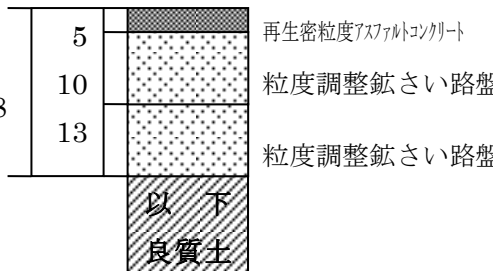
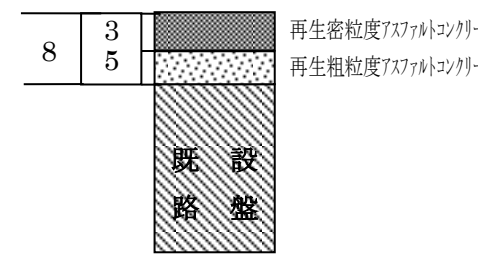
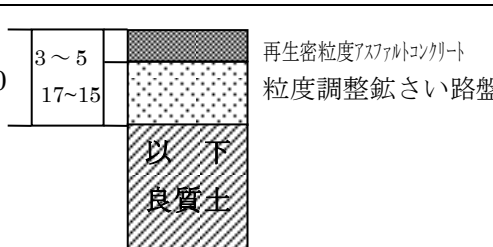
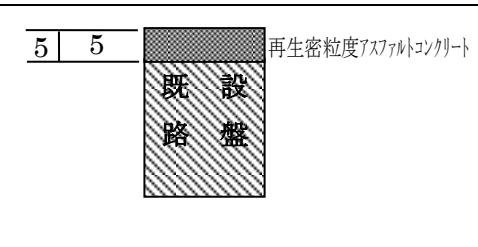
アスファルト1号	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粒度調整碎石路盤 再生粒度調整碎石路盤 再生粒度調整碎石路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設 路盤</p>
アスファルト2号	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粒度調整碎石路盤 再生粒度調整碎石路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設 路盤</p>
アスファルト3号	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粒度調整碎石路盤 再生粒度調整碎石路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設 路盤</p>
アスファルト4号	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粒度調整碎石路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 既設 路盤</p>
歩道透水性舗装	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生碎石路盤 RC-30 フィルター層 (砂) 以下 良質土</p>	 <p>透水性 アスファルトコンクリート 既設 路盤</p>

<p>歩道 インターロッキングブロック舗装</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート</p> <p>再生粒度調整碎石路盤</p> <p>以下良質土</p>	 <p>インターロッキングブロック</p> <p>砂</p> <p>既設路盤</p>
<p>歩道 透水性インターロッキングブロック舗装</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート</p> <p>再生碎石路盤 RC-30</p> <p>不織布 (路床上に不織布を使用しない場合、代わりにフィルター層を50mm設けることとする。)</p> <p>以下良質土</p>	 <p>透水性インターロッキングブロック</p> <p>砂</p> <p>不織布 (路床上に不織布を使用しない場合、代わりにフィルター層を50mm設けることとする。)</p> <p>以下良質土</p>
<p>歩道 保水性インターロッキングブロック舗装</p>	<p>保水性インターロッキングブロックの透水性能が透水性ブロックよりも小さい場合には普通インターロッキングブロック舗装の構造断面に準拠する。保水性インターロッキングブロックの透水性能が透水性ブロックと同等以上の場合には透水性インターロッキングブロック舗装の構造断面に準拠する。</p>	

注 本復旧については、影響部分も同様の施行方法によること。

2. 路盤を鉋さいで施行する場合

(単位 cm)

種別	道 路		断 面	
	仮	復 旧	本	復 旧
ア ス フ ア ル ト 1 号	45	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 粒度調整鉋さい路盤 粒度調整鉋さい路盤 再生粒度調整碎石路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>	
ア ス フ ア ル ト 2 号	34	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 粒度調整鉋さい路盤 粒度調整鉋さい路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>	
ア ス フ ア ル ト 3 号	28	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 粒度調整鉋さい路盤 粒度調整鉋さい路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>	
ア ス フ ア ル ト 4 号	20	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 粒度調整鉋さい路盤 以下 良質土</p>	 <p>再生密粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>	

注 本復旧については、影響部分も同様の施行方法によること。

別記 2-2 仮復旧時に一次本復旧で施行する場合の復旧工事の施行方法 (国・府道)

(単位 cm)

種別	舗装概況	道路断面	
		仮復旧	本復旧
2	(N5 B 交通 1 1)	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 再生クラッシャーラン 以下 良質土</p>	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>
2'	(N5 B 交通 2 2)	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 再生粒度調整碎石路盤 再生クラッシャーラン 遮断層 (砂) 以下 良質土</p>	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>
3	(N6 C 交通 1 1)	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 再生クラッシャーラン 以下 良質土</p>	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>
3'	(N6 C 交通 2 2)	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 再生粒度調整碎石路盤 再生クラッシャーラン 遮断層 (砂) 以下 良質土</p>	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>

4	N7 D 交通 1 ()	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 再生クラッシャーラン 以下 良質土</p>	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>
4'	N7 D 交通 2 ()	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 再生粒度調整碎石路盤 再生クラッシャーラン 遮断層 (砂) 以下 良質土</p>	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粗粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>
5	歩道	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 再生粒度調整碎石路盤 以下 良質土</p>	<p>再生密粒度アスファルトコンクリート 既設路盤</p>

1. 路盤が特に不良な場合は、各種別の○'を使用する。
2. 電気炉スラグ又は転炉スラグを使用する場合は、次の規格を満たさなければならない。
 呈色判定：呈色なし 水浸膨張比：1.5%以下
 単位容積質量：1.50kg/ℓ以上 一軸圧縮強度：12kgf/cm²以上
 修正 CBR：80%以上

別記3-1 復旧面積の算出基準（舗装道路の場合）（市道）

1. アスファルト舗装の復旧面積は、掘削面積に影響部分の面積を加えたものとする。

(1) 影響部分の範囲は、本復旧における舗装の種別により次表のとおりとする。

種別	t (cm)
アスファルト1号・2号	40
アスファルト3号・4号	30

[注] tは、掘削部分の外縁線と影響部分の外縁線との間の距離をいう。

(2) 前号に定めるtの値を超えて影響のある場合は、その都度市長が決定する。

(3) 前2号により算定した復旧幅が1.2メートル未満のときは、復旧幅は1.2メートルとする。

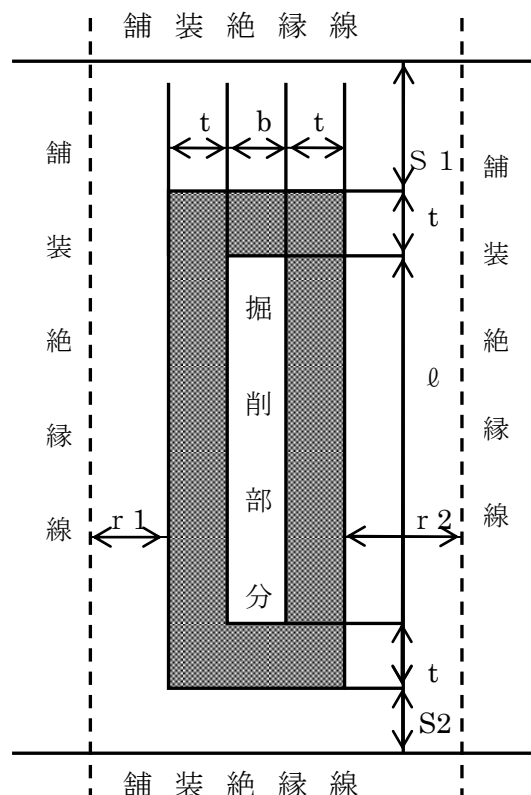
(4) 影響部分の外縁線から舗装絶縁線（路端、舗装打継、打止線等）までの距離（右図においてS1・S2及びr1・r2）が1メートル以下のときは、その間の部分も影響部分に含める。

復旧面積 = $(\ell + 2t + S1 + S2) \times (b + 2t + r1 + r2)$
 但し、 $S1 \cdot S2 \cdot r1 \cdot r2$ の値が各々1mを超え
 るときは、各々零とする。

(5) 1. 引込管工事等による掘削が道路の一定区域内において相当に集中して行われた場合、掘削部分が不規則な形状を呈している場合及び道路占有者が競合して掘削した場合の影響部分については、前各号の規定にかかわらず、その都度市長が定める。

2. コンクリート舗装の復旧面積は、ブロック単位に算定するものとし、掘削部分、影響部分の存在するブロックはその全体を復旧面積に加えるものとする。ただし単一の引込管工事等小規模な掘削面積については、その都度市長が定める。

3. 復旧面積に0.1平方メートル未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。この場合において、掘削箇所が2箇所以上あり、それぞれの箇所における復旧面積に0.01平方メートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた後、合算するものとする。



別記3-2 復旧面積の算出基準（舗装道路の場合）（国府道）

本復旧面積の決定方法

掘削影響範囲の決定については、道路管理者と占有者が現地立会の上、道路管理者の指示により決定する。ただし、引込管工事、電柱工事その他小規模な掘削工事に係る本復旧工事については、これを省略することができる。

1 アスファルト・コンクリート舗装道

アスファルト・コンクリート舗装の復旧幅については、原則として車線単位で復旧するものとする。ただし復旧幅が2.4m以下でも機械施工最低幅2.4m以上とする。路盤の復旧幅については、掘削幅を基本とする。ただし、周辺路盤の状況により、道路管理者の指示に従うものとする。

2 コンクリート舗装道

コンクリート舗装の本復旧面積については、原則としてコンクリート板（目地から目地まで）1枚とし、路盤の復旧幅については、アスファルト・コンクリート舗装道に準ずるものとする。

3 路面埋設跡埋戻し

矢板使用の場合はその引抜き跡の孔は川砂又は同等以上の材料で十分充填すること。

別記4-1 本復旧工事の施行方法（市道）

種別	断面		面
アスファルト 1号	55	5	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		15	再生粒度調整碎石路盤
		15	再生粒度調整碎石路盤
		15	再生粒度調整碎石路盤
以下良質土			
アスファルト 2号	40	5	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		15	再生粒度調整碎石路盤
		15	再生粒度調整碎石路盤
以下良質土			
アスファルト 3号	34	4	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		10	再生粒度調整碎石路盤
		15	再生粒度調整碎石路盤
以下良質土			
アスファルト 4号	20	5	再生密粒度アスファルトコンクリート
		15	再生粒度調整碎石路盤
以下良質土			
歩道 (透水性舗装)	20	5	透水性アスファルト
		10	再生碎石路盤 RC-30
		5	フィルター層(砂)
以下良質土			
歩道 (インターロッキング舗装)	19 (21)	6(8)	インターロッキング・フロック
		3	砂
		10	再生粒度調整碎石路盤
以下良質土			

<p>歩道 透水性 インター ロッキ ング ブロ ック 舗装</p>	<table border="1"> <tr> <td>19 (21)</td> <td>6(8) 3 10</td> </tr> </table>	19 (21)	6(8) 3 10		<p>透水性インターロッキングブロック 砂 再生砕石路盤 RC-30 不織布 (路床上に不織布を使用しない場合、代わりにフィルター層を50mm設けることとする。)</p>
19 (21)	6(8) 3 10				
<p>歩道 保水性 インター ロッキ ング ブロ ック 舗装</p>	<p>保水性インターロッキングブロックの透水性能が透水性ブロックよりも小さい場合には普通インターロッキングブロック舗装の構造断面に準拠する。保水性インターロッキングブロックの透水性能が透水性ブロックと同等以上の場合には透水性インターロッキングブロック舗装の構造断面に準拠する。</p>				
<p>砂利道</p>	<p>6以上</p>		<p>クラッシャーラン</p>		

注 影響部分も同様の施行方法によること。

2. 路盤を鉋さいで施行する場合






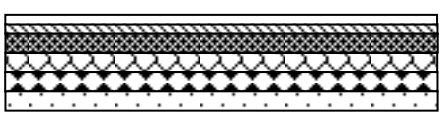


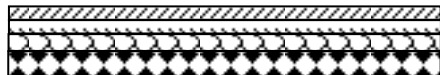

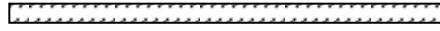
(単位 cm)

種別	断面		面
アスファルト 1号	45	5	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		20	粒度調整鉋さい路盤
		15	再生粒度調整碎石路盤
		以下良質土	
アスファルト 2号	34	4	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		10	粗度調整鉋さい路盤
		15	粗度調整鉋さい路盤
		以下良質土	
アスファルト 3号	28	3	再生密粒度アスファルトコンクリート
		5	再生粗粒度アスファルトコンクリート
		20	粒度調整鉋さい路盤
		以下良質土	
アスファルト 4号	20	5	再生密粒度アスファルトコンクリート
		15	粒度調整鉋さい路盤
		以下良質土	

注 影響部分も同様の施行方法によること。

別記4-2 本復旧工事の施行方法（国・府道）

（単位 cm）

種別	舗装概況	復 旧 断 面												
2	B 交通-1 (N5-1)	 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>5</td><td>As</td></tr> <tr><td>5</td><td>BB</td></tr> <tr><td>20</td><td>HMS</td></tr> <tr><td>15</td><td>Cc</td></tr> </table>	5	As	5	BB	20	HMS	15	Cc				
5	As													
5	BB													
20	HMS													
15	Cc													
2'	B 交通-2 (N5-2)	 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>5</td><td>As</td></tr> <tr><td>5</td><td>BB</td></tr> <tr><td>20</td><td>HMS</td></tr> <tr><td>10</td><td>Cr</td></tr> <tr><td>20</td><td>Cc</td></tr> <tr><td>20</td><td>S</td></tr> </table>	5	As	5	BB	20	HMS	10	Cr	20	Cc	20	S
5	As													
5	BB													
20	HMS													
10	Cr													
20	Cc													
20	S													
3	C 交通-1 (N6-1)	 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>5</td><td>As</td></tr> <tr><td>10</td><td>BB</td></tr> <tr><td>15</td><td>HMS</td></tr> <tr><td>20</td><td>Cc</td></tr> </table>	5	As	10	BB	15	HMS	20	Cc				
5	As													
10	BB													
15	HMS													
20	Cc													
3'	C 交通-2 (N6-2)	 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>5</td><td>As</td></tr> <tr><td>10</td><td>BB</td></tr> <tr><td>25</td><td>HMS</td></tr> <tr><td>15</td><td>Cr</td></tr> <tr><td>20</td><td>Cc</td></tr> <tr><td>20</td><td>S</td></tr> </table>	5	As	10	BB	25	HMS	15	Cr	20	Cc	20	S
5	As													
10	BB													
25	HMS													
15	Cr													
20	Cc													
20	S													
4	D 交通-1 (N7-1)	 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>5</td><td>As</td></tr> <tr><td>15</td><td>BB</td></tr> <tr><td>20</td><td>HMS</td></tr> <tr><td>15</td><td>Cc</td></tr> </table>	5	As	15	BB	20	HMS	15	Cc				
5	As													
15	BB													
20	HMS													
15	Cc													
4'	D 交通-2 (N7-2)	 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>5</td><td>As</td></tr> <tr><td>15</td><td>BB</td></tr> <tr><td>30</td><td>HMS</td></tr> <tr><td>30</td><td>Cr</td></tr> <tr><td>20</td><td>Cc</td></tr> <tr><td>20</td><td>S</td></tr> </table>	5	As	15	BB	30	HMS	30	Cr	20	Cc	20	S
5	As													
15	BB													
30	HMS													
30	Cr													
20	Cc													
20	S													
5	歩道	 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>5</td><td>As</td></tr> <tr><td>15</td><td>Cr</td></tr> </table>	5	As	15	Cr								
5	As													
15	Cr													
6	歩道 車両進入路 乗用車	 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>5</td><td>As</td></tr> <tr><td>10</td><td>Cr</td></tr> <tr><td>15</td><td>Cc</td></tr> </table>	5	As	10	Cr	15	Cc						
5	As													
10	Cr													
15	Cc													
7	歩道 車両進入路 5 t 未満	 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>5</td><td>As</td></tr> <tr><td>5</td><td>BB</td></tr> <tr><td>10</td><td>Cr</td></tr> <tr><td>15</td><td>Cc</td></tr> </table>	5	As	5	BB	10	Cr	15	Cc				
5	As													
5	BB													
10	Cr													
15	Cc													
8	歩道 車両進入路 5 t 以上	 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>5</td><td>As</td></tr> <tr><td>10</td><td>BB</td></tr> <tr><td>15</td><td>Cr</td></tr> <tr><td>15</td><td>Cc</td></tr> </table>	5	As	10	BB	15	Cr	15	Cc				
5	As													
10	BB													
15	Cr													
15	Cc													
9	切削 オーバーレイ	 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>5</td><td>As</td></tr> </table>	5	As										
5	As													

（注） A s : 再生密粒度アスファルトコンクリート B B : 再生粗粒度アスファルトコンクリート
HMS : 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ C r : 再生粒度調整碎石路盤
C c : 再生クラッシャーラン（修正 C B R 30 以上） S : 遮断層（砂）

1. 路盤が特に不良な場合は、種別の○'を使用する。
2. 電気炉スラグ又は転炉スラグを使用する場合は、次の規格を満たさなければならない。

呈色判定：呈色なし	水浸膨張比：1.5%以下
単位容積質量：1.50kg/ℓ以上	一軸圧縮強度：12kgf/cm ² 以上
修正 CBR：80%以上	

3. C 交通及び D 交通の舗装復旧については、原則として以下に示すとおり耐流動対策を講じるものとする。

舗装概況		一般部	交 差 点 部
C 交通	表 層	改 質 A s	改質 As
D 交通	表 層	改 質 A s	改質 As 又は半たわみ性舗装
	中 間 層	改 質 A s	改質 As

※ 1 改質アスファルト——セミブローンアスファルト・改質 I 型及び改質 II 型アスファルト・吸油性材料、繊維質補強材入りアスファルト等の総称である。

※ 2 再生材を用いる改質アスファルトが存在する場合は、それを用いること。

4. 排水性舗装等特殊舗装を実施済の箇所については、排水性舗装等特殊舗装による復旧とする。

別記5 規則第5条第2項の負担金の額の算出基準

1. 工事費

堺市建設局積算基準等により算出した額で、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

2. 事務費

次の表により算定した額。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てる。

工事費のうち1,000万円までの額に対して	9パーセント
工事費のうち1,000万円を超え3,000万円までの額に対して	8パーセント
工事費のうち3,000万円を超える額に対して	7パーセント

3. 負担金の額

上記、工事費と事務費の合算額とする。

なお、当該本復旧工事完了後、精算するものとする。

別記6

完了検査時に必要な提出書類

土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準及び規格値に基づいた検査資料（下記、1. 2. 3. など）を提出すること。

1. 使用材料、製品等の承諾及び承認に関する事項

工事着手前に使用材料及び製品について承諾願の伺いをたてること。

2. 品質管理に関する事項

3. 施工管理に関する事項

1) 工事月・週・日報など

2) 工事写真（出来型の計測については同じ所で撮ること）

3) 出来高図の作成（必要な場合は出来高測量を行うこと）

4) 出来型管理図

・ 表層工（1カ所／60m）

・ 路盤工（ " ）平板載荷試験成績表、現場密度試験、K値及び締固り度など

・ 各雑工（1カ所／30m）

4. その他本市が指示した資料

別記7 本復旧工事の完了検査の方法

1. 特別占用物件工事に係る本復旧工事で、その施行延長が50メートル以上のもの及び施行面積が300平方メートル以上のものについてのみ、路盤検査を行うものとする。
2. 路盤検査については、完了検査に先立ち路盤施行完了時に行うものとする。
3. 第1項に該当する本復旧工事以外の本復旧工事については、視認による検査とする。ただし、現場の状況等により検査資料の提出を求め、又は路盤検査を行うことができる。
4. 本市の機関が行う掘削工事に係る本復旧工事で、市長の任命する検査官又はこれに準ずる者がその検査を行うものについては、当該検査をもって規則第6条第1項に規定する検査に代えることができる。

<現認書A面>

<h2 style="margin: 0;">道路掘削現認書</h2>		発行番号 <hr/> 発行日 令和 年 月 日 <hr/> 堺市長
〒 住所 氏名 担当者 TEL		
下記の占有物件について、堺市道路掘削工事復旧規則施行細目第2条により現認する。		
占有の目的		
占有場所	路線名	車道・歩道・その他
	場所	
占有物件	名 称	規 模
		数 量
占有の期間	令和 年 月 日 から	占有物件の構造
	令和 年 月 日 まで	
工事の期間	令和 年 月 日 から	工事実施の方法
	令和 年 月 日 まで 日間	
道路の復旧方法		添付書類

(交付図・図面添付)

工期延申(変更)許可日	工 期	確 認 印	検 査 済 印	路 政 課 確 認 印
	~			
	~			
	~			
	~			

所 轄 地 域 整 備 事 務 所	
-------------------	--

意 見 右記(丸印)の工事有り、調整願います。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	その他
	1 関西電力 2 NTT 3大阪ガス 4 水道 5 下水道 6 河川水路 その他																																																																																																				

<現認書B面>

面積立会			※ 受 託 復 旧 面 積			
立会日	年 月 日		舗装種別	幅 × 延長	面積	昼夜の別
立会者 所属 氏名	道路管理者	占有者		m	m ²	
(摘要)						
			※ 受 託 工 事 費			
本復旧検査 資料 (必ず添付 すること。)	本復旧工事着工届	本復旧工事図面一式				
	本復旧工事完了検査願	本復旧写真一式 (各現場・各工種毎・カラー)				
	施行細目別記6に規定する資料	その他 ()				
面積立会 要・不要			本復旧検査時現場立会 要・不要			

条 件

- 1 所轄地域整備事務所に連絡のうえ、着工すること。
- 2 本書は、現場責任者が常に携行し、必要に応じ本市係員に提示すること。また、工事完了後は、必ず所轄地域整備事務所に戻付すること。
- 3 工事施行については、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 道路における危険防止その他の安全について、所轄警察署長の許可条件を厳守すること。
 - (2) 地元住民に工事説明を十分に行ったうえで着手すること。
 - (3) 工事中は、本市「工事現場における保安施設等の設置基準」に示す諸標識、標示板、柵、赤色灯等必要な保安施設を完備し、工事現場を良好な状態に保つとともに、現場監督員及び交通整理員を配置して一般の通行の安全確保に努めること。
 - (4) 本工事に起因して第三者に損害を与えた場合は、直ちに市長に届け出るとともに、自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。
 - (5) 路面の排水を妨げない措置を講ずること。
 - (6) 工事中は、原則として道路の一方は常に通行を確保すること。
 - (7) 工所用資材、残土等を路面上に堆積し又は散乱させないこと。
 - (8) 着工前に試掘等により他地下物件を把握し、それらの管理者と保安対策について十分打ち合わせて事故の発生を防止すること。
 - (9) 掘削は、溝掘り又は壺掘りにより施行し、えぐり掘りを行ってはならない。また、掘削深さ及び掘削箇所の土質により適当な土留め工事を施し、かつ、湧水の処置を適切に行い、周囲の地盤に影響を与えないこと。
 - (10) 一度の掘削範囲(延長)は、工作上可能な限りにおいて最小限にとどめ、埋設、埋め戻しを行いつつ、次の掘削に移る逐次掘削の方法をとること。ただし、工法上直ちに埋め戻すことが不適当な場合は、堅牢に、かつ、周囲の路面と段差が生じないように覆工を施すこと。
 - (11) 地下埋設物件は所定の色別テープ又はシートを用いて明示すること。
 - (12) 埋め戻しは、良質土を用い、数層に分けて段階的に確実に締め固めること。
 - (13) 復旧は、「堺市道路掘削工事復旧規則」及び「堺市道路掘削工事復旧規則施行細目」により施行すること。
 - (14) 道路標示を損傷したときは、仮復旧後直ちに復元すること。
 - (15) 仮復旧箇所には、占有者名を明示すること。

本復旧工事着工届

令和 年 月 日

道路管理者

堺市長

殿

施工者

下記の占用工事にかかる本復旧工事は、令和 年 月 日に着工しますからお届け
します。

記

占 用 工 事 種 別	
工 事 場 所	路線名
占 用 許 可 年 月 日 番 号	令和 年 月 日 堺路政 号
使 用 許 可 年 月 日 番 号	令和 年 月 日 警第 号
本復旧工事許可年月日番号	令和 年 月 日 堺路政 号
使 用 許 可 年 月 日 番 号	令和 年 月 日 警第 号
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで 日間
連 絡 先	

注：位置図を添付すること。

本復旧工事完了検査願

令和 年 月 日

道路管理者
堺市長

殿

施工者

下記の占用工事にかかる本復旧工事は、令和 年 月 日に完了しましたので検査
 くださいますよう関係書類を添えてお願いします。

記

占 用 工 事 種 別					
工 事 場 所	堺市		路線名		
占用許可年月日・番号	令和	年	月	日	堺路政策 号
本復旧許可年月日・番号	令和	年	月	日	堺路政策 号
本 復 旧 工 期	令和	年	月	日	～令和 年 月 日
工 事 概 要	舗装種別				
	面積				
施 工 業 者	TEL				
連 絡 先	機 関		担 当		TEL
添 付 書 類	検 査 資 料 一 式				
検 査 希 望 年 月 日	令和	年	月	日	午前 時 分 午後

受 理 番 号 年 月 日	令和	年	月	日	第 号
------------------	----	---	---	---	-----

検 査 年 月 日 令和 年 月 日 午前 時 分 午後	検査員	検査済印	備 考
---------------------------------------	-----	------	-----